

【様式 2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 介護保険課
------	-------------

事案番号	11509
実施事案名	地域密着型通所介護の基準条例（案）について
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、平成28年4月1日に介護保険法が改正されることに伴い、地域密着型サービスに新たに「地域密着型通所介護」が創設されることとなりました。</p> <p>現在の通所介護のうち、利用定員18名以下の通所介護は、平成28年4月1日以降は松山市内在住の方のみが利用できる地域密着型通所介護に移行します（常時看護師による観察が必要な方をサービス対象とする「療養通所介護（利用定員9名以下）」も同様です。）。介護保険法上のサービスの基準は、厚生労働省令基準に基づき各自治体の条例で定められることとなっているため、この法改正に伴い、地域密着型通所介護についても基準を条例で定める必要があります。</p>
策定根拠となる法令等	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第1項及び第2項</p> <p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p>
政策等の案の関係資料	地域密着型通所介護の基準条例（案）について

★意見提出期間が30日未満となった理由

--